



2024 No. 607

12・1
月号

社会保険

ながさき

一般財団法人長崎県社会保険協会 長崎県長崎市松山町4番52号 TEL (095) 844-7120 <https://shaho-nagasaki.or.jp/>



「長崎市 のもぎき水仙まつり」

年頭のご挨拶

謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

皆様方には、お健やかによいお年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、本協会の事業運営につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り誠にありがとうございました。おかげ様で事業運営が円滑に推進されていることに厚くお礼申し上げます。

昨年は国内外とも大変動の年となりました。社会保険を取り巻く環境も年々厳しさを増しており、税法上の年収の壁、社会保険での年収の壁をどうするのか、短時間労働者の適用拡大の議論とともに目が離せない状況になっています。

また、国はデジタル社会への移行を推し進めており、社会保険関係届書の電子申請が拡張され、マイナ保険証による診療情報の電子化が進められています。

今まさしく新しい社会保険制度への移行期間であると考えます。

本協会は、日本年金機構並びに全国健康保険協会等の関係機関と連携しながら、広報誌「社会保険ながさき」を活用して、タイムリーな情報提供を行っていくほか、社会保険事務講習会等を開催し、制度改正を含む社会保険制度の周知と広報に努めてまいります。

また、会員の皆さまとご家族の健康増進や福利向上のための事業を引き続き推進してまいります。

さて、今年の干支は「巳」。巳年は、力を蓄えていたものが芽を出す「起点の年」、脱皮する特性と併せ「再生と誕生」を意味する年とされています。

皆様にとって、より良い1年となることを祈念します。

本年も旧年同様、皆様方のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

一般財団法人長崎県社会保険協会
会長（諫早地区幹事長）塚元 哲也
副会長（長崎南地区幹事長）山口 大輔
副会長（長崎北地区幹事長）川添 暢也
副会長（佐世保地区幹事長）宮沢 幸恵

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

長崎県社会保険協会並びに会員の皆様方には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、厚生年金適用事業所にお勤めの短時間労働者の方々の適用につきましては、その対象が段階的に拡大しているところですが、昨年10月からは、従業員数51人以上の事業所様が対象となりました。短時間労働者の方々が、社会保険に加入することで保険料の支払いは生じるものの、医療や年金の保障を充実させることを目的として制度改正が行われております。日本年金機構におきましては、事業所調査を実施しながら、適切な加入となるよう努めているところです。

また、当機構では、各種手続きのオンライン化を進めており、令和5年1月より各種情報・通知書を電子送付する「オンライン事業所年金情報サービス」を開始しています。本サービスでは、届出作成プログラムで使用される被保険者データをオンラインで提供しています。これを踏まえ、被保険者データを収録したCDの提供は郵便事故等による個人情報漏えい防止等の観点から、令和7年3月をもって終了する予定です。現在ご利用の事業所様におかれましては、電子申請への移行をぜひお願いいたします。

最後になりますが、長崎県社会保険協会の益々のご発展と会員の皆様のご健康とご活躍を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

日本年金機構 長崎南年金事務所
所長 本多 敦

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

長崎県社会保険協会並びに会員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素より当協会の事業運営に対してご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行は終了し、「マイナ保険証」を基本とした仕組みへ移行しました。健康保険証につきましては、経過措置期間として令和7年12月1日まで使用可能となっております。なお、マイナ保険証をお持ちでない加入者の皆様には、今年9月以降にこれまでの健康保険証の代わりとなる「資格確認書」を発行します。今後も加入者の皆様が安心して保険診療を受けることができるよう、保険者としての役割を果たしてまいります。

また、更なる保健事業の充実に向けた取組みとして、生活習慣病予防健診の自己負担額の軽減や、付加健診の対象年齢の拡大を実施してまいりました。さらに令和7年度は、がん検診の結果に基づく医療機関の受診勧奨を実施するなど、保健事業に一層注力してまいります。事業主の皆様におかれましては、事業所内での健康づくりの取組みを推進していただきますようお願い申し上げます。

私たち協会けんぽは、引き続き全ての加入者の皆様が健康を維持・増進し、良質かつ効率的な医療を享受することができるように尽力してまいりますので、変わらずのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、長崎県社会保険協会並びに会員の皆様のご健勝と、益々のご発展を心から祈念いたしまして年頭のご挨拶とさせていただきます。

全国健康保険協会 長崎支部
支部長 橋本 純生

明けましておめでとうございます

佐世保年金事務所長、諫早年金事務所長

令和6年度 年金委員・健康保険委員功労者表彰

～受賞された皆様 誠におめでとうございます～

社会保険事業の推進に功績のあった年金委員・健康保険委員に対し、令和6年度「年金委員・健康保険委員功労者表彰伝達式」が11月11日に長崎県農協会館において開催されました。受賞された委員の皆様にご心から敬意を表します。

令和6年度 年金委員・健康保険委員功労者被表彰者

○日本年金機構年金事務所対象者（14名）順不同

〔厚生労働大臣表彰〕

1. 医療法人 佐世保晩翠会 村上病院 樋口 典子 様（佐世保）

〔理事長表彰〕

1. 社会福祉法人 優輝会 森 昭吾 様（長崎南）
 2. 株式会社 吉本ハイテック 山本 瞳 様（長崎北）
 3. 佐世保港湾運輸株式会社 川口 桂子 様（佐世保）
 4. 八江グリーンポート株式会社 岡本健次郎 様（諫 早）

〔理事表彰〕

1. 上五島総合サービス株式会社 坪井恵美子 様（長崎南）
 2. 株式会社 今村組 松本恵美子 様（長崎南）
 3. 星野管工設備株式会社 城田 孝二 様（長崎北）
 4. 株式会社 テクノ・スズタ 谷川 尚明 様（長崎北）
 5. 藤永地建株式会社 山領 啓介 様（佐世保）
 6. 福島サポート株式会社 前田まゆみ 様（佐世保）
 7. 株式会社 島原青果市場 宇藤 達彦 様（諫 早）
 8. 本田建設株式会社 本田 郁子 様（諫 早）
 9. 地域型年金委員 永島 厚子 様（佐世保）

○全国健康保険協会長崎支部対象者（14名）順不同

〔理事長表彰〕

1. 西九州倉庫株式会社 森 泰章 様

〔支部長表彰〕

1. 株式会社 中央環境 粟田 修二 様
 2. 長建工業株式会社 古谷紗代子 様
 3. 株式会社 ほんだコーポレーション 谷口 祥彦 様
 4. 株式会社 中原建設 中原 里加 様
 5. 株式会社 九州広告 早田 幸三 様
 6. 株式会社 ラッキーモーターサービス 木戸 充久 様
 7. 一般社団法人 長崎県歯科医師会 岩永 謙一 様
 8. 面高建設株式会社 上田 順子 様
 9. 株式会社 一広 高木 淳 様
 10. 株式会社 岩寄紙器 中尾 晴美 様
 11. 社会福祉法人 山陰会 普賢学園 本田 直子 様
 12. 株式会社 武田商事 松本みゆき 様
 13. 株式会社 昭和ボーリング 坂本 晃一 様



社会保険事務講習会（中級編）のお知らせ

会員事業所
参加費無料

厚生年金保険・健康保険の適用・給付等に関する事務手続きについて講習会を開催します。多数のご参加をお待ちしております。

開催日	会場	定員
令和7年2月13日（木）	長崎県市町村会館（長崎市栄町）	50名
令和7年2月14日（金）	アルカス SASEBO（佐世保市三浦町）	50名
令和7年2月18日（火）	諫早商工会館（諫早市高城町）	50名
令和7年2月21日（金）	対馬市交流センター（対馬市厳原町）	50名

《開会》13:10 《終了》16:10 ※対馬会場《開会》9:20 《終了》12:25

- ◆対象者 事業所の社会保険事務担当者 ◆参加費 無料。（非会員事業所の方 3,000円資料代等）
- ◆講師 年金事務所及び協会けんぽ長崎支部のご担当者（社会保険労務士）
- ◆内容 社会保険の適用、健康保険と年金の給付について
- ◆お申込 下記申込書をご記入いただき、FAXでお申し込みください。ホームページからもお申込みいただけます。詳細については後日ご案内します。（FAX、メール申込は返信します）定員になり次第締め切ります。

社会保険事務講習会 参加申込書

※希望会場に○印を付してください。定員になり次第締め切ります。

参加希望会場	1. 長崎会場	2. 佐世保会場	3. 諫早会場	4. 対馬会場
参加者氏名				
事業所名 事業所の所在地	事業所名	担当者		
	〒	-		
	所在地			
	電話	()	返信 FAX	()

※このお申込書にご記入いただいた個人情報は本事業の運営およびそれに関するご連絡等以外に使用しません。

一般財団法人長崎県社会保険協会

〒852-8118 長崎市松山町 4-52 囲本社ビル5階
 電話 095-844-7120 FAX 095-843-0449



「賞与支払届」の届出は お済みですか？



賞与を支給したときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」を管轄の年金事務所へ提出していただくことになります。

また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合には、「賞与不支給報告書」の提出をお願いします。
(令和3年4月からの取扱いです。)

保険料や将来受け取る年金にも反映しますので、適正な届出をお願いします。

● 資格取得月・資格喪失月の取扱い

- ・ 資格取得した月（資格取得日以降）に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- ・ 資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象になりませんが、資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- ・ 資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

※将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

「賞与支払届」の届出は 便利な電子申請をご利用ください！

「電子申請」とは、インターネットを利用して申請・届出をする方法です。インターネットを経由するため、**いつでも・どこでも**手続きができます。

また、申請するために移動したり郵送する必要が無いので、書面やCD・DVDで行う申請に比べて、**コストが掛からない**などのメリットがあります。皆さま、ぜひこの機会に、電子申請の利用についてご検討ください。



電子申請に関するお問い合わせ先

ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口)
0570-007-123 「2番」をお選びください
(ナビダイヤル)

050 から始まる電話でおかけになる場合は、
03-6837-2913 「2番」をお選びください

〈受付時間〉 月～金曜日：午前8時30分～午後7時
第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

ご提出にあたりご不明な点は「**電子申請相談チャット**」へ！

日本年金機構ホームページでは、電子申請に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

※日本年金機構ホームページでは、電子申請の具体的な利用方法、電子申請に関するQ&Aや、お近くの年金事務所の所在地などもご覧いただけます。

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov.html>

日本年金機構 電子申請



令和6年分公的年金等の源泉徴収票の送付について

◆源泉徴収票の送付

老齢・退職を支給事由とする年金を受給している方全員に、令和6年2月支払分から令和6年12月支払分まで（令和7年1月に支払いがあった方は、1月支払分まで）の金額を記載した源泉徴収票をお送りします。



所得税および復興特別所得税の課税対象ではない障害年金、遺族年金および年金生活者支援給付金については、源泉徴収票は送付しません。

○ハガキ

令和7年月上旬～中旬にかけて順次発送します（郵便事情により、お手元に届くまで8日程度かかる場合があります）。なお、下記「電子送付」で、ねんきんネットで電子送付の希望登録を行っている方には、郵送を行っておりません。

○電子送付

令和6年12月下旬～令和7年1月上旬にかけて、源泉徴収票の電子データがマイナポータルの「お知らせ」に電子送付しています。令和6年12月下旬頃までに電子送付希望された方が対象となります。受け取った電子データを利用すると、e-Taxでの確定申告が簡単にできます。

◆源泉徴収票の再交付

令和6年分の源泉徴収票の再交付については、令和7年月上旬から可能となっています。オンラインや電話で、ご自宅から再交付申請ができますので、ぜひご案内ください。

申請の窓口	再交付の形式	お手続き	再交付までの日数
オンライン (ねんきんネット)	電子データ	マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、「通知書の再交付申請」において「電子送付」を選択のうえ申請してください。	電子送付まで 3～5営業日
	書面	「ねんきんネット」にログインし、「通知書の再交付申請」において「郵送」を選択のうえ申請してください。	発送まで1週間程度
電話 (ねんきんダイヤル)	書面	基礎年金番号のわかるものをご用意いただき、オペレーターに源泉徴収票の再交付希望の旨をお伝えください。日本年金機構に登録されているご本人の住所あてに郵送します。	発送まで2週間程度

◆公的年金から源泉徴収される所得税等の定額減税

所得税額から控除した減税額および控除しきれなかった金額については、公的年金等の源泉徴収票の摘要欄に記載します。

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票														
支払を受ける者	住所又は居所 (フリガナ)	氏名	生年月日	年金の種別										
区分	支払金額		源泉徴収税額											
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	円		円											
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	円		円											
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	円		円											
所得税法第203条の3第7号適用分	円		円											
本人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額					
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他	人	人	人	円
源泉控除対象配偶者	氏名	区分	(摘要)【社会保険料の内訳】											
控除対象扶養親族	氏名	区分	介護保険料額 XXXXXX円											
	氏名	区分	国民健康保険料(税)額 XXXXXX円											
16歳未満の扶養親族	氏名	区分	後期高齢者医療保険料額 XXXXXX円											
	氏名	区分	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> 【定額減税】 源泉徴収時所得税減税控除済額 40,000円 控除外額(控除していない額) 20,000円 </div>											
支払者 法人番号 6000012070001														
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号														
官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長														

使ってますか？マイナ保険証

令和6年12月2日よりマイナ保険証での受診を基本とする仕組みが始まっています！

マイナ保険証のメリット

よりよい医療が受けられる！

- ・特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防げるなど、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。*
- ・薬の情報を医師・薬剤師と共有でき、重複投与や禁忌薬剤投与のリスクが減少します。*
- ・旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携できます。

各種手続きが便利・簡単に！

- ・医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。* ただし、被保険者の市区町村民税が非課税の方は申請が必要です。
- ・就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。
- ・高齢受給者証の持参が不要になります。
- ・マイナポータルで医療費通知情報を入力でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。

※本人が同意した場合のみ

マイナ保険証利用までの道のり

1 マイナ保険証の利用登録を行う

- 以下3つの方法より利用登録ができます。
- ・医療機関窓口のカードリーダー
 - ・セブン銀行ATM
 - ・マイナポータル

2 医療機関を受診する

1. カードリーダーにマイナンバーカードを置く
2. 顔認証または暗証番号（4桁）を入力し、本人確認を行う
3. 同意事項を確認し、選択する

利用登録方法等詳しくはこちら



マイナ保険証以外の受診方法

① 現行の健康保険証

現在お持ちの健康保険証は令和7年12月1日まで使用することができます。なお、退職等で健康保険の資格を喪失した場合、退職日の翌日以降は使用できません。令和7年12月1日までに資格を喪失した場合は、事業所へ返却してください。



② 資格確認書

マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない方は、協会けんぽが発行する「資格確認書」で医療機関を受診することができます。



③ マイナンバーカード + 資格情報のお知らせ

カードリーダーがない医療機関や故障中等、カードリーダーが使えない場合に「マイナンバーカード」と「資格情報のお知らせ」をご提示いただくことで受診できます。* マイナンバーカードと、マイナポータルの「わたしの情報」→「医療保険の資格情報」の画面のご提示でも受診できます。



「マイナ保険証」、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」等に関するお問い合わせ先は協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルをご利用ください。

電話番号 0570-015-369
受付時間 8:30~17:15 (土日祝日を除く)

上手な医療のかかり方

～医療機関の適正受診はできていますか？～

限りある財源を活用し、医療を受けられる安心を未来につなぐためにも、必要な医療はきちんと受けていただき、無駄や余分な医療費についてはなくすことが大切です。今回は、そんな「上手な医療のかかり方」のポイントをお伝えします！

1 かかりつけ医を持とう！

かかりつけ医とは、日常的な病気の診療や、健康相談などができる身近なお医者さんのことです。

かかりつけ医を持つことで、以下のようなメリットがあります。

①患者個人にあわせた診療が受けられる

かかりつけ医に継続して受診することにより、患者個人の病歴、体質、生活習慣などを把握したうえでの治療やアドバイスが受けられます。

②病気の予防や早期発見、早期治療につながる

患者の日頃の健康状態を把握したうえでの診療が受けられるため、病気の予防や早期発見、早期治療につながります。

③必要に応じて、大病院や専門医を紹介してもらえる

詳しい検査や高度な医療が必要と診断された場合には、適切な大病院や専門医を紹介してもらえるため安心です。



《紹介状なしで大病院を受診すると？》

かかりつけ医からの紹介状なしに大病院を受診すると、初診料とは別に7,000円以上の特別料金が加算されます。かかりつけ医からの紹介状があれば、特別料金はかかりません。

2 診療時間内に受診しよう！

急病でもないのに時間外や深夜、休日に受診する「コンビニ受診」は割増料金が発生するだけでなく、救急医療の妨げになる可能性があります。

緊急性がない場合は、時間内での受診を心がけましょう。

※急病の場合は時間外でも受診ください。



Point

休日・夜間の急なこどもの症状で受診を迷った場合は、**こども医療電話相談(☎「#8000」)**に相談しましょう！小児科医師・看護師からのアドバイスを無料で受けられます。

3 はしご受診をしない！

同じ病気なのに自分の判断で複数の医療機関を受診する「はしご受診」は、医療費がかさむだけでなく、同じような検査や投薬が繰り返され体に負担がかかります。

Point

セカンドオピニオンや転医を希望するときは、まずかかりつけ医に相談しましょう。





日帰り温泉利用補助のご案内

お申込書にご記入いただきFAXでお申し込みください。利用券の発行はなくなり次第終了となりますのでご了承ください。

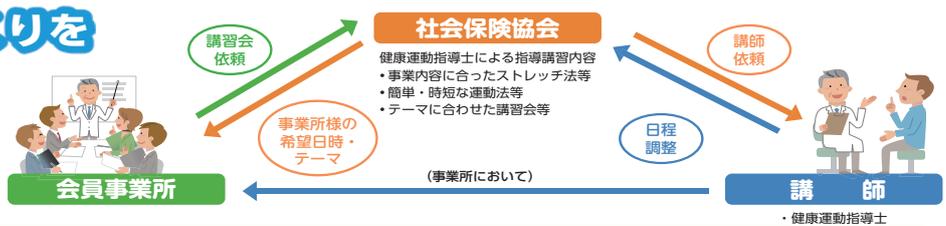
- ◆ **いいもり 月の丘温泉**
☎0957-28-4141 諫早市飯盛町平木場279
- ◆ **川棚大崎温泉「しおさいの湯」**
☎0956-82-6868 東彼杵郡川棚町小串郷237
- ◆ **沓岐 ステラコート太安閣**
☎0920-47-3737 沓岐市郷ノ浦町本村舳760-1
- ◆ **原城温泉「真砂」**
☎0957-85-3155 南島原市南有馬町丁133
- ◆ **富江温泉センター たっしゃカランド**
☎0959-86-3939 五島市富江町松尾662-2
- ◆ **天然炭酸温泉「のん湯」**
☎095-893-1126 長崎市野母町692-1
- ◆ **稲佐山温泉「ホテルアマンディ」**
☎095-862-5555 長崎市曙町39-38
- ◆ **長崎温泉「喜道庵」**
☎095-887-4126 西彼杵郡長与町岡郷2791-1

温泉利用券申込書 (補助額200円)

事業所名 所在地等	事業所の住所 〒 -	
	事業所名	ご担当者名
	電話番号 ()	

無料 職場の健康づくりを
応援します。

職場で働く皆様の健康管理と
保持増進のサポートをいたします。
お気軽にお申し込みください。



健康運動指導士による職場の健康づくり申込書

希望年月日	令和 年 月 日 ()	参加人数	名
希望する内容	例) 主に机上作業が多いため、肩こり解消運動法	例) テーマはお任せ。講演と実技を交えた講習会 等	
事業所名		担当者	
事業所所在地	〒 -	電話 ()	

令和7年1月・2月 出張年金相談所のご案内

各年金事務所では出張年金相談所を開設しています。どうぞご利用ください。

出張年金相談は予約制です。予約に関しましては市町窓口にお問い合わせください。ただし、西海市、平戸市、松浦市、対馬市の予約は管轄年金事務所にお申し込みください。五島市、沓岐市の予約はテレビ電話相談予約電話へお申し込みください。相談においでの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳、被保険者証など、ご本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。代理の方が相談を受けられる場合は、委任状、印鑑及び本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要です。

長崎県の社会保険
事業概要
令和6年10月現在

事業所数 (船舶所有者数)	被保険者数	平均標準 報酬月額
健康保険	24,482	280,573
船員保険	269	387,756
厚生年金保険	24,907	274,217

長崎南年金事務所 〒850-8533 長崎市金屋町3-1 ☎095-825-8707

開設日	時間	市町名	場所
令和7年1月15日(水)	9:00~12:00 13:00~16:00	新上五島町	新上五島町役場会議室
令和7年1月16日(木)	9:00~12:00	新上五島町	新上五島町役場若松支所会議室
令和7年2月13日(木)	9:00~12:00 13:00~14:00	新上五島町	新上五島町役場会議室

五島市にお住まいの方は『**テレビ電話相談**』をご利用ください
個室でプライバシーに配慮しています **むずかしい操作は一切ありません**
予約制でお待たせしません **対面相談と同じ相談ができます**

会場：五島市役所 1階 第2相談室
(午前9時から午後4時まで 土日祝日、年末年始を除く)
予約電話：095-808-7639
(長崎南年金事務所 受付時間 午前9時00分~午後4時00分)

佐世保年金事務所 〒857-8571 佐世保市稲荷町2-37 ☎0956-34-1189

開設日	時間	市町名	場所
令和7年1月14日(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	平戸市	平戸市役所会議室
令和7年1月23日(木)	10:00~12:00 13:00~15:00	松浦市	松浦市役所会議室
令和7年1月28日(火)	13:00~16:30	佐世保市	佐世保市役所宇久行政センター会議室
令和7年1月29日(水)	8:30~12:00	小値賀町	小値賀町役場会議室
令和7年2月4日(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	平戸市	平戸市役所会議室
令和7年2月13日(木)	10:00~12:00 13:00~15:00	松浦市	松浦市役所会議室
令和7年2月18日(火)	10:30~12:00 13:00~15:00	平戸市	平戸市役所館浦出張所

長崎北年金事務所 〒852-8502 長崎市稲佐町4-22 ☎095-861-1354

開設日	時間	市町名	場所
令和7年1月9日(木)	11:00~12:00 13:00~15:00	西海市	西海市役所大島総合支所
令和7年1月22日(水)	13:30~17:00	対馬市	対馬市役所美津島行政サービスセンター
令和7年1月23日(木)	9:00~12:00 13:00~16:00	対馬市	対馬市役所別館会議室
令和7年2月6日(木)	11:00~12:00 13:00~15:00	西海市	西海市役所西海総合支所
令和7年2月19日(水)	14:00~17:00	対馬市	対馬市役所峰行政サービスセンター
令和7年2月20日(木)	9:00~12:00 13:00~15:00	対馬市	対馬市役所上対馬総合センター

沓岐市にお住まいの方は『**テレビ電話相談**』をご利用ください
個室でプライバシーに配慮しています **むずかしい操作は一切ありません**
予約制でお待たせしません **対面相談と同じ相談ができます**

会場：沓岐市役所芦辺庁舎 1階 相談室
(午前9時から午後4時まで 土日祝日、年末年始を除く)
予約電話：095-861-1354
(長崎北年金事務所 受付時間 午前8時30分~午後4時30分)

諫早年金事務所 〒854-8540 諫早市栄田町47-39 ☎0957-25-1662

開設日	時間	市町名	場所
令和7年1月15日(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	東彼杵町	東彼杵町総合会館
令和7年1月21日(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	島原市	島原市役所会議室
令和7年1月28日(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	南島原市	南島原市役所口之津支所会議室
令和7年2月4日(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	川棚町	川棚町役場相談室
令和7年2月12日(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	島原市	島原市役所会議室
令和7年2月18日(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	南島原市	南島原市役所北有馬支所応接室
令和7年2月26日(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	南島原市	南島原市役所布津支所会議室

